

令和 6 年度

第 2 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年5月8日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第5号 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況等の公表について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 利用権の終了について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

<出席委員> (10名)

1番委員：加藤 浩明

2番委員：中村 康之

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 久雄

5番委員：井口 峰幸

6番委員：江澤 正久

7番委員：小高 一哲

8番委員：齊藤 一生

9番委員：矢代 とみ江

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員>

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 30 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 2 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。
議 長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 6 番の江澤委員と 7 番の小高委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－2。所在：横山地先 1 筆。地目：畑。地積：1,011㎡。 譲渡人：町内の方。譲受人：君津市の方。事由：譲渡人/体調不良の為、譲受人に譲渡したい。譲受人/譲渡人の要望に応じる。権利内容：所有権移転。 事務局からの説明は以上です。

議 長 (渡辺会長)	議案第1号、番号3-2については、矢代委員、斎藤委員が現地調査を担当されましたので、矢代委員から報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	議案第1号、番号3-2について、4月30日午前中に譲受人、譲渡人、神谷推進委員、斎藤委員、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、畑で15年以上借りて譲渡人が耕作をしておりました。 譲渡人は、耕作が出来ないので手放したいとのことでした。譲受人の方は町外の方ですが、すぐ近くでアパート経営をしており、頻繁に申請地に来て、季節の野菜を栽培しているそうです。問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号3-2について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-2につきましては許可することで決定いたします。続きまして、議案第2号「非農地判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	2頁をご覧ください。 議案第2号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。 番号6-2。所在：大戸地先2筆。地目：田。地積2,908㎡。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号6-2については、私が現地調査を担当しましたので、報告をします。 議案第2号 番号6-2について、4月22日に申請地に立入りが出来な

	いため、2年前に内規で現地に立入りが出来ない場合は、航空写真で判断するとの取決めをしましたので、事務局と航空写真で判断しました。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、航空写真で見てもらっているとおり、山林原野となっております。 昭和40年代後半に耕作をやめたようです。 非農地として判断して問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
渡 邊 委 員 (3 番)	遊休農地の結果が外的要因で調査不可となっているがどのような理由なのでしょう。
事 務 局 (寺 井)	登記場はありますが、公図が無く筆界未定となっており、おおよその位置はわかりますが、正確な場所が不明なため、そのようになっています
議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 質問が無いようですので、番号6 - 2について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号6 - 2につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3頁をご覧ください。 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号6 - 1。所在：下大多喜地先1筆。地目：田。地積594㎡。利用状況：令和元年10月25日の台風21号により被災した稲附ため池復旧工事の際、堤体を設置した。災害復旧工事が完了したため、現況にあわせて地目変更したい。 事務局からの説明は以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 議案第3号、番号6 - 1については、矢代委員、斎藤委員が現地調査を担

(渡辺会長)	当されましたので、報告をお願いします。
渡 邊 委 員 (3 番)	議案第3号 番号6-1について、4月30日午前中に譲受人、譲渡人、大竹推進委員、斎藤委員、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、令和元年10月25日の台風21号により堤体が崩落したため、復旧工事を行う際に、申請地をため池の堤体とし利用したので、堤体の一部となっておりました。問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号6-1について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号6-1につきましては非農地として判断することで決定いたします。
議 長 (渡辺会長)	続きまして、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4頁をご覧ください。 議案第4号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の作成にあたり、大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 新規の案件が3件です。 番号6-7 所在：堀之内地先1筆。地目：田。地積：3,010㎡。 貸付人：千葉市の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：米30kg/10a。期間：10年間。 番号6-8 所在：堀之内地先2筆。地目：田。地積：1,927㎡。 貸付人：千葉市の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：米31kg/10a。期間：5年間。 番号6-9 所在：下大多喜地先10筆。地目：田。地積：12,524㎡。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 使用貸借権。期間：10年間。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。

議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明は以上です。
	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
森 委 員 (4 番)	水稻の場合、期間が7月までだと刈入れが終わってないと思うのですが、期間はよいのでしょうか。
事 務 局 (鈴 木)	期間が年単位となっているので、7月までだとしても植え付けが終わっていけば刈取りまでしてもらうのが普通だと思いますので、問題はないと思います。
議 長 (渡辺会長)	ご質問がないようですので、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第5号「令和5年度農地利用の最適化の推進の状況等の公表について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	6頁をご覧ください。 議案第5号「令和5年度農地利用の最適化の推進の状況等の公表について」
事 務 局 (寺 井)	農業委員会等に関する法律第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和5年度大多喜町農業委員会農地利用の最適化の推進の状況等を公表するにあたり、意見を求める。 1 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況等は別添のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
	議案第5号は、原案のとおり公表することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	議案第5号は、原案のとおり公表することとして決定しました。

事務局 (寺井)	議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり 2 件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第 2 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について、次のとおり、通知があったことを報告する。 資料のとおり 8 件連絡がなかった為満了処理をしました。 報告第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出について、下記のとおり、届出があったので報告する。 所在：横山地先。地目：畑。地積 1,011 m²。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：農業用倉庫、9.72 m² 報告事項は以上となります。
議長 (渡辺委員)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程 6「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局 (鈴木)	ありません。
議長 (渡辺委員)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会（午後 2 時 26 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月8日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 江澤 正久

署名委員 小高 一哲